

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：丸和工業株式会社

住所：埼玉県北本市宮内 5-351

2. 指名停止措置期間 自 令和 7 年 4 月 25 日 2 週間

至 令和 7 年 5 月 8 日

3. 事実概要

丸和工業株式会社は、令和 5 年 9 月 2 日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、労働者が 2 階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。

この件について、同社及び同社使用人は、令和 6 年 11 月 12 日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 5 9 年 3 月 2 9 日付け建設省厚第 9 1 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 1 第 8 号に該当する。

＜指名停止措置要領別表第 1 第 8 号＞

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8. 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 ヶ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所

総務部 契約財産管理官 山岸 宏司

茨城県つくば市旭 1 番地 電話 0 2 9 - 8 6 4 - 0 5 6 4